

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年 2月28日
改正	平成14年 3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年 7月15日
	平成18年11月 1日
	平成19年 4月 1日
	平成19年10月 1日
	平成21年 4月 1日
	平成22年 4月 1日
	平成23年 4月 1日
	平成24年 4月 1日
	平成25年 4月 1日
	平成26年 4月 1日
	平成27年 4月 1日
	平成28年 4月 1日
	平成28年 7月 1日
	平成29年 4月 1日
	平成29年10月 1日
	平成30年 1月25日
	令和 2年 4月 1日
	令和 3年 3月23日
	令和 3年 4月 1日
	令和 3年 7月 1日

（目次）

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

- 第 1 目的
（略）

対 照 表

改 正 後

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年2月28日
改正	平成14年3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年7月15日
	平成18年11月1日
	平成19年4月1日
	平成19年10月1日
	平成21年4月1日
	平成22年4月1日
	平成23年4月1日
	平成24年4月1日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	平成27年4月1日
	平成28年4月1日
	平成28年7月1日
	平成29年4月1日
	平成29年10月1日
	平成30年1月25日
	令和2年4月1日
	令和3年3月23日
	令和3年4月1日
	令和3年7月1日
	<u>令和4年4月1日</u>

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

- 第1 目的
(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改	正	前
第2 用語の定義		
1～15 （略）		
16 低濃度PCB収集運搬ガイドライン 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成25年6月環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）をいう。		
17～20 （略）		
第3 収集運搬業の許可申請又は届出等		
第3-1 収集運搬業の許可申請		
第3-1-(1) 許可申請書等		
（略）		
なお、申請書副本は、 <u>許可証の交付時（許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であって、従前の許可の有効年月日より前に決裁となったときは、事前交付も可能とする。）</u> に申請者に返却するものとする。		
（略）		
（注）添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出すること。		
第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項		
ア～ケ （略）		
コ 登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記にして取得するよう指導すること。		
第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項		
（略）		
①～③ （略）		
④ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		
ア 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センターのwebマイページの確認画面の写し（合否結果欄が合格になっているものに限る）を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかに申請先に写しを提出するとともに原本を提示し、 <u>対照を受けるものとする。</u> ）		
なお、 <u>必ず修了証の本証と照合すること。</u>		
イ～ウ （略）		
エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることとし、それを証するものとして、修了証の写しを添付させるとともに、様式第21号のポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿を添付させること。		
なお、 <u>修了証の写しは、必ず本証と照合すること。</u>		
⑤ （略）		
⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）		
ア （略）		
イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告時に添付して税務署に提出したものと同一の <u>ものとする</u> こと。		
ウ～エ （略）		
オ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。		
カ （略）		

対 照 表

改 正 後

第 2 用語の定義

1～15 (略)

16 低濃度PCB収集運搬ガイドライン 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(令和元年12月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)をいう。

17～20 (略)

第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第 3-1 収集運搬業の許可申請

第 3-1-1 許可申請書等

(略)

なお、申請書副本は、申請書の受付後に申請者に返却するものとする。審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

(略)

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付し、整理して提出すること。

なお、申請書類は紙のみで構成し、プラスチック製のインデックスや付箋、写真等を使用しないこと。

第 3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア～ケ (略)

コ 登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記により取得するよう指導すること。

第 3-1-3 添付書類の内容及び留意事項

(略)

①～③ (略)

④ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しとする(必要に応じて、同センターのwebマイページの確認画面の写し(合否結果欄が合格になっているものに限る)を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかに申請先に写しを提出させること。)

イ～ウ (略)

エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であることとし、それを証するものとして、修了証の写しを添付させるとともに、様式第21号のポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿を添付させること。

⑤ (略)

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合)

ア (略)

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告時に添付して税務署に提出したものと同一のものであること。

ウ～エ (略)

オ 法人税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

カ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改	正	前
	⑦ア（略） イ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。 ウ（略） ⑧～⑱（略）	
	第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い （略）	
	第3-1-(5) 更新許可申請書の審査 （略）	
	第3-2 収集運搬業の届出	
	第3-2-(1) 届出書等 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。 なお、 <u>変更届の内容が、住所、氏名又は名称、積替え又は保管の場所に関する事項などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、変更届の内容が運搬車両などの許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本を返却するものとする。</u> <u>また、廃止届の内容が収集運搬業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出を受け付けた後に副本を返却するものとする。</u> （略）	
	第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 （略）	
	第3-2-(3) 変更届の添付書類 （略）	
	第3-2-(4) 廃止届の添付書類 （略）	
	第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納	
	第3-3-(1) 許可証の再交付 許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により担当健康福祉センターへ申請させること。 その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。 なお、 <u>許可証の再交付時に副本を返却するものとする。</u> （略）	
	第3-3-(2) 許可証の返納 （略）	
	第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書 （略）	

対 照 表

改正後
⑦ア (略)
イ 所得税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。
ウ (略)
⑧～⑱ (略)
第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い (略)
第3-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)
第3-2 収集運搬業の届出
第3-2-(1) 届出書等 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。 なお、 <u>変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付後に届出者に返却するものとする。</u>
(略)
第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 (略)
第3-2-(3) 変更届の添付書類 (略)
第3-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)
第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納
第3-3-(1) 許可証の再交付 許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により担当健康福祉センターへ申請させること。 その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。 なお、 <u>副本は、申請書の受付後に申請者に返却するものとする。</u> (略)
第3-3-(2) 許可証の返納 (略)
第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書 (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改	正	前
第4	収集運搬業における積替え保管	
第4-1	積替え保管を認める場合 (略)	
第4-2	積替え保管の基準 (略)	
第4-3	積替え保管を含む収集運搬業の許可申請	
第4-3-(1)	許可申請書の添付書類 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請書添付書類は、第3-1-(3)の例によるもののほか、次によるものとする。	
①	事業計画の概要を記載した書類 (略)	
②	事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 積替え保管の場所に係る書面として、次の(ア)から(ク)までに掲げるものを添付させること。 (ア) (略) (イ) 積替え保管場所の公図の写し (ウ)～(ク) (略)	
③	事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類 (略)	
第4-3-(2)	許可申請書を受け付ける際の留意事項	
ア	積替え保管を含む収集運搬業の許可申請案件については、事前に申請者及び関係機関等と事業計画を十分に協議した上で申請書を受け付けること。	
イ	(略)	
ウ	(略)	
エ	積替え保管場所に関する事項を変更する場合は、変更届としての取扱いになるが、事前に申請者及び関係機関等と変更の内容を十分協議した上で届出書を受け付けること。また、変更前の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理状況を十分確認すること。	
第5	処分業の許可申請又は届出等	
第5-1	処分業の許可申請	
第5-1-(1)	許可申請書等 (略) なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち1部は許可証の交付時（許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であって、従前の許可の有効年月日より前に決裁になったときは、事前交付も可能とする。）に申請者に返却するものとする。 (略) (注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出すること。	
第5-1-(2)	許可申請受付の際の留意事項	
ア～コ	(略)	
サ	登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記にして取得するよう指導すること。	

対 照 表

改 正 後
第4 収集運搬業における積替え保管
第4-1 積替え保管を認める場合 (略)
第4-2 積替え保管の基準 (略)
第4-3 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請
第4-3-(1) 許可申請書の添付書類 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請書添付書類は、第3-1-(3)の例によるもののほか、次によるものとする。
① 事業計画の概要を記載した書類 (略)
② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 積替え保管の場所に係る書面として、次の(ア)から(ク)までに掲げるものを添付させること。 (ア) (略) (イ) <u>積替え保管の場所の公図の写しとして、積替え保管施設の配置を図示したもの並びに積替え保管施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記したもの各1部（作製者氏名及び作製年月日を付記）</u> (ウ)～(ク) (略)
③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類 (略)
第4-3-(2) 許可申請書の <u>受付及び審査</u> の留意事項
ア 積替え保管を含む収集運搬業の許可申請案件については、事前に申請者と事業計画を十分に協議した上で申請書を受け付けること。 <u>なお、審査においては、「産業廃棄物収集運搬業 積替え保管の基準適合チェックリスト」（別紙11）により、上記「第4-1」及び「第4-2」に適合することを確認すること。</u>
イ (略)
ウ (略)
エ 積替え保管場所に関する事項を変更する場合は、変更届としての取扱いになるが、事前に申請者と変更の内容を十分協議した上で届出書を受け付けること。また、変更前の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理状況を十分確認すること。
第5 処分業の許可申請又は届出等
第5-1 処分業の許可申請
第5-1-(1) 許可申請書等 (略) なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち1部は申請書の <u>受付後に申請者に返却するものとする。審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。</u> (略) (注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付し、整理して提出すること。 <u>なお、申請書類は紙のみで構成し、プラスチック製のインデックスや付箋、写真等を使用しないこと。</u>
第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項
ア～コ (略)
サ <u>登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記により取得するよう指導すること。</u>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前
<p>第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② ア～イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>また、公図の写しとして、処理施設（保管の場所を含む。）の配置を図示したもの並びに処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記するとともに<u>作製者氏名及び作製年月日を付記したもの各1部を添付させること。</u></p> <p>エ～キ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類</p> <p>ア 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の処分過程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センターのwebマイページの確認画面の写し（合否結果欄が合格になっているものに限る）を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかに申請先に写しを提出するとともに<u>原本を提示し、対照を受けるものとする。</u>）。</p> <p>なお、必ず修了証の本証と照合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提示したものと同一の<u>ものとする</u>こと。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。</p> <p>カ (略)</p> <p>⑨ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。</p> <p>エ (略)</p> <p>⑩～⑳ (略)</p> <p>第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い (略)</p> <p>第5-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)</p> <p>第5-2 処分業の届出</p> <p>第5-2-(1) 届出書等</p> <p>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。この場合において、<u>届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。</u></p> <p>なお、<u>変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本1部を返却し、変更届の内容が許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本1部を返却するものとする。</u>(略)</p>

対 照 表

改 正 後

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① (略)

②ア～イ (略)

ウ (略)

また、公図の写しとして、処理施設（保管の場所を含む。）の配置を図示したもの並びに処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記したもの各1部（作製者氏名及び作製年月日を付記）を添付させること。

エ～キ (略)

③～⑤ (略)

⑥ 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の処分過程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センターのwebマイページの確認画面の写し（合否結果欄が合格になっているものに限る）を添付することにより、これに代えることができるものとする。この場合、修了証を受領後速やかに申請先に写しを提出させること。）。

イ (略)

ウ (略)

⑦ (略)

⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア (略)

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提示したものと同一のものであること。

ウ～エ (略)

オ 法人税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

カ (略)

⑨ 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が個人である場合）

ア～イ (略)

ウ 所得税未納者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納期限の延長、納税の猶予又は納付委託の措置がとられている者についてはこの限りでない。

エ (略)

⑩～⑳ (略)

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い
(略)

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させた上で、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させ、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付後に届出者に返却するものとする。

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前
<p>第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 (略)</p> <p>第5-2-(3) 変更届の添付書類 (略)</p> <p>第5-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)</p> <p>第5-3 処分業の許可証の再交付と返納</p> <p>第5-3-(1) 許可証の再交付 許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により担当健康福祉センターへ申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。 なお、正本1部を廃棄物リサイクル課に進達し、<u>許可証の再交付時に副本1部を申請者に返却するものとする。</u> (略)</p> <p>第5-3-(2) 許可証の返納 (略)</p> <p>第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書 (略)</p> <p>第6 担当健康福祉センター (略)</p> <p>第7 許可証の交付</p> <p>第7-1</p> <p>第7-1-(1) 許可番号リスト ア (略) なお、他の自治体において既に統一許可番号を有している場合、許可番号リストの送付は不要とする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>第7-1-(2) 許可証の返納 (略)</p> <p>第7-2 (略)</p> <p>第7-3</p> <p>第7-3-(1) 収集運搬業の許可証 ア 事業の範囲 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>「産業廃棄物の種類」を別紙8の「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)コード表」の順に記載し、「以上〇〇品目」と合計品目数を記載すること。</u> イ～カ (略)</p> <p>第7-3-(2) 処分業の許可証 (略)</p>

対 照 表

改 正 後
第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 (略)
第5-2-(3) 変更届の添付書類 (略)
第5-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)
第5-3 処分業の許可証の再交付と返納
第5-3-(1) 許可証の再交付 許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により担当健康福祉センターへ申請させること。 その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。 なお、正本1部を廃棄物リサイクル課に進達し、副本1部を <u>申請書の受付後に申請者に返却するものとする。</u> (略)
第5-3-(2) 許可証の返納 (略)
第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書 (略)
第6 担当健康福祉センター (略)
第7 許可証の交付
第7-1
第7-1-(1) 許可番号リスト ア (略) また、他の自治体において既に統一許可番号を有している場合、許可番号リストの送付は不要とする。 <u>なお、失効新規で固有番号の再取得を申請する際は、環境省産業廃棄物行政情報システムにおいて失効前の許可情報が廃止の状態であることを確認すること。</u> イ～エ (略)
第7-1-(2) 許可証の返納 (略)
第7-2 (略)
第7-3
第7-3-(1) 収集運搬業の許可証 ア 事業の範囲 (ア)～(ウ) (略) (エ) <u>産業廃棄物の種類及び合計品目数(以上〇〇品目)</u> を記載すること。 イ～カ (略)
第7-3-(2) 処分業の許可証 (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第7-4

(1) (略)

(2) 委託契約の締結の指導
(略)

ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、上記の排出事業者に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第2項に規定する事業者を加えるものとする。

(3)～(4) (略)

第7-5 (略)

第8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

対 照 表

改 正 後

第 7 - 4

(1) (略)

(2) 委託契約の締結の指導
(略)

ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、上記の排出事業者に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第5項に規定する事業者を加えるものとする。

(3)～(4) (略)

(5) 許可証の交付は許可日当日を原則とするが、更新許可の場合であつて、従前の許可の有効年月日より前に決裁となつたときは、事前交付も可能とする。

(6) 許可証交付と併せて、環境省行政情報システムに許可情報を入力すること。

第 7 - 5 (略)

第 8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-1

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	許可区分			産業廃棄物 収集運搬業			特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考	
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更		
①	(略)											
②	事業の用に供する施設											
	共通	(略)										
		(略)										
		車両写真	(略)									<ul style="list-style-type: none"> 省令様式第6号の2第6面 ※自動車登録番号、産業廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		(略)										
(略)												
③	(略)											
④	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	(略)									<ul style="list-style-type: none"> 講習会修了証の写し（申請時に原本を確認） 様式第15号（修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合） 	
⑤	(略)											
⑥	(略)											
⑦	(略)											
⑧	(略)											
⑨	(略)											
⑩	(略)											
⑪	(略)											
⑫	(略)											
⑬	(略)											
⑭	(略)											
⑮	(略)											
⑯	(略)											
⑰	(略)											
⑱	(略)											
⑲	(略)											

(略)

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 1

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項 目	許可区分			産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	(略)										
②	事業の用に供する施設										
	共通	(略)									
		(略)									
		車両写真	(略)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 省令様式第 6 号の 2 第 6 面 ※自動車登録番号、産業廃棄物収集運搬車の表示及び車体形状が判読できること。 					
		(略)									
(略)											
③	(略)										
④	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	(略)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会修了証の写し ・ 様式第 15 号 (修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合) 						
⑤	(略)										
⑥	(略)										
⑦	(略)										
⑧	(略)										
⑨	(略)										
⑩	(略)										
⑪	(略)										
⑫	(略)										
⑬	(略)										
⑭	(略)										
⑮	(略)										
⑯	(略)										
⑰	(略)										
⑱	(略)										
⑲	(略)										

(略)

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-2

（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	(略)							
②	(略)							
③	(略)							
④	(略)							
⑤	(略)							
⑥	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	(略)						<ul style="list-style-type: none"> 講習会の修了証の写し（申請時に原本を確認） 様式第15号（修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合）
⑦	(略)							
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑫	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑮	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							
⑱	(略)							
⑲	(略)							
⑳	(略)							
㉑	(略)							
㉒	(略)							
(略)								

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 2

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	許可区分 項 目	産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	新 規	更 新	変 更	
①	(略)							
②	(略)							
③	(略)							
④	(略)							
⑤	(略)							
⑥	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類	(略)						<ul style="list-style-type: none"> ・講習会の修了証の写し ・様式第 15 号（修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合）
⑦	(略)							
⑧	(略)							
⑨	(略)							
⑩	(略)							
⑪	(略)							
⑫	(略)							
⑬	(略)							
⑭	(略)							
⑮	(略)							
⑯	(略)							
⑰	(略)							
⑱	(略)							
⑲	(略)							
⑳	(略)							
㉑	(略)							
㉒	(略)							
(略)								

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-3

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業変更（廃止）届 添付書類チェックリスト

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 名称変更 氏名・	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 車両変更 施設・	ア 一部廃止	イ 全部廃止	備 考	
										項目
	(略)									
①	(略)									
②	事業の用に供する施設									
	共通	(略)								
		(略)								
		車両写真	(略)							※自動車登録番号、産業廃棄物 運搬車の表示及び車体形状 が判読できること。
		(略)								
(略)										
③	(略)									
⑧	(略)									
⑨	(略)									
⑪	(略)									
⑫	(略)									
⑬	(略)									
⑭	(略)									
⑯	(略)									
⑰	(略)									
⑱	(略)									

(略)

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 3

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更 (廃止) 届 添付書類チェックリスト

No.	変更届区分 項 目	ア 住所変更 (本社)	イ 名称変更 氏名・	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 車両変更 施設・	ア 一部廃止	イ 全部廃止	備 考	
	(略)									
①	(略)									
②	事業の用に供する施設									
	共通	(略)								※自動車登録番号、産業廃棄物 収集運搬車の表示及び車体 形状が判読できること。
		(略)								
		車両写真	(略)							
		(略)								
(略)										
③	(略)									
⑧	(略)									
⑨	(略)									
⑪	(略)									
⑫	(略)									
⑬	(略)									
⑭	(略)									
⑯	(略)									
⑰	(略)									

(略)

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
		新 規	更 新	変 更	
①	(略)				
②	事業の用に供する施設				
	共通	(略)			
		(略)			
		車両写真	(略)		・省令様式第6号の2第6面 ※自動車登録番号、(微量)PCB廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		(略)			
		(略)			
(略)					
③	(略)				
④	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類				
	「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」修了証の写し	(略)		※申請時に原本を確認 ※修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合は、様式第15号を併せて添付。	
	「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了証の写し	(略)		※申請時に原本を確認	
	(略)				
⑤	(略)				
⑥	(略)				
⑦	(略)				
⑧	(略)				
⑨	(略)				
⑩	(略)				
⑪	(略)				
⑫	(略)				
⑬	(略)				
⑭	(略)				
⑮	(略)				
⑯	(略)				
⑰	(略)				
⑱	(略)				
(略)					

(略)

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 5

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請書 添付書類チェックリスト

No.	項目	許可区分	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業			備 考
			新 規	更 新	変 更	
①	(略)					
②	共通	事業の用に供する施設				
		(略)				
		(略)				
		車両写真	(略)			・省令様式第 6 号の 2 第 6 面 ※自動車登録番号、(微量) PCB 廃棄物収集運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		(略)				
		(略)				
③	(略)					
④		事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類				
		「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」修了証の写し	(略)			※修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合は、様式第 15 号を併せて添付。
		「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了証の写し	(略)			
	(略)					
⑤	(略)					
⑥	(略)					
⑦	(略)					
⑧	(略)					
⑨	(略)					
⑩	(略)					
⑪	(略)					
⑫	(略)					
⑬	(略)					
⑭	(略)					
⑮	(略)					
⑯	(略)					
⑰	(略)					
⑱	(略)					
(略)						

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

業者名 _____

項 目	チェック	備 考
1 遵法性 (略)		
2 事業の透明性 ※ ①新たに認定を希望する場合は下記の事項を全て満たした上で、更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表していること。 ②既に認定を受けている業者が再度優良認定の更新を行う場合は前回の許可日以降において、下記の事項を所定の頻度で更新していることがわかる書類を提出すること。		
(1)～(13) (略)	□	
3 環境配慮の取組 (略)		
4 電子マニフェスト (略)		
5 財務体質の健全性 (略)		

※ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、当該証明書を
確認すれば足りる。

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

業者名 _____

項 目	チェック	備 考
1 遵法性 (略)		
2 事業の透明性 ※		「事業の透明性の基準適合証明書」による省略 <input type="checkbox"/>
①新たに認定を希望する場合は下記の事項を全て満たした上で、更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表していること。		
②既に認定を受けている業者が再度優良認定の更新を行う場合は前回の許可日以降において、下記の事項を所定の頻度で更新していることがわかる書類を提出すること。		
(1)～(13) (略)	<input type="checkbox"/>	
3 環境配慮の取組 (略)		
4 電子マニフェスト (略)		
5 財務体質の健全性 (略)		

※ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、当該証明書を確認すれば足りる。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙8

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）コード表

産業廃棄物の種類コード	特別管理産業廃棄物の種類コード
13010000 : 廃プラスチック類	13510000 : 引火性廃油
13020000 : ゴムくず	13520000 : 腐食性廃酸
13030000 : 金属くず	13530000 : 腐食性廃アルカリ
13040000 : ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	13540000 : 感染性産業廃棄物
13050000 : がれき類	13550000 : 特定有害廃PCB等
13110000 : 燃え殻	13560000 : 特定有害PCB汚染物
13120000 : 汚泥	13570000 : 特定有害PCB処理物
13130000 : 廃油	13580000 : 特定有害指定下水汚泥
13140000 : 廃酸	13590000 : 特定有害鉱さい
13150000 : 廃アルカリ	13600000 : 特定有害廃石綿等
13160000 : 紙くず	13610000 : 特定有害ばいじん
13170000 : 木くず	13620000 : 特定有害燃え殻
13180000 : 繊維くず	13630000 : 特定有害廃油
13190000 : 動植物性残さ	13640000 : 特定有害汚泥
13195000 : 動物系固形不要物	13650000 : 特定有害廃酸
13200000 : 鉱さい	13660000 : 特定有害廃アルカリ
13210000 : 動物のふん尿	13670000 : 特定有害廃棄物
13220000 : 動物の死体	
13230000 : ばいじん	
13240000 : 13号廃棄物	

対 照 表

改 正 後

別紙 8 削除

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

対 照 表

改 正 後

別紙11

産業廃棄物収集運搬業 積替え保管の基準適合チェックリスト

業者名 _____

項 目	チェック	備 考
1 積替え保管を認める場合に適合しているか。(事務取扱要領第4-1関係)		
(1) 通常の排出形態における1回当たりの排出量が少量の廃棄物を、個々の排出事業者が特定できる方法で積替え保管する場合であって、積替え保管を必要とする合理性が認められるとき。※	(1) <input type="checkbox"/>	(1)～(4)のいずれかに該当すること。 ※「積替え保管を行う間に廃棄物の性状が変化し、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるとき」及び「建設工事に伴い生ずる廃棄物を扱うとき」を除く。
(2) 収集運搬の途中で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬手段を変更する(貨車又は船舶に係る場合をいう。)際に積替え保管を行う場合。	(2) <input type="checkbox"/>	
(3) 自動車リサイクル法対象外車両を処理料金を徴収して又は無償で処理を行う際に、有価部品等を回収するため積替え保管を行う場合。	(3) <input type="checkbox"/>	
(4) 特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合。	(4) <input type="checkbox"/>	
2 積替え保管の基準に適合しているか。(事務取扱要領第4-2関係)		
(1) 積替えを行う場所と保管を行う場所は、同一敷地内とする。	<input type="checkbox"/>	
(2) 積替え保管場所は、原則として静岡県許可区域内1か所とする。	<input type="checkbox"/>	
(3) 積替え保管場所において、積替え保管を行う廃棄物と他の積荷等が混在しないよう管理すること。	<input type="checkbox"/>	
(4) 1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の7日分」及び「積替え後の運搬車両の1台分」のうち最小の量を上限とする。	<input type="checkbox"/>	1の(1)に該当しない <input type="checkbox"/>
(5) 1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管日数は、7日を上限とする。	<input type="checkbox"/>	1の(1)に該当しない <input type="checkbox"/>
(6) 1の(4)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、積替え後の運搬車両の1台分を上限とする。	<input type="checkbox"/>	1の(4)に該当しない <input type="checkbox"/>
(7) 政令第6条第1項第1号(産業廃棄物を扱う場合)又は第6条の5第1項第1号(特別管理産業廃棄物を扱う場合)に規定するものに適合している。	<input type="checkbox"/>	

